

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長 北川 陶子

陸上自衛隊富士駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせ の日時	防衛省 競争参加資格	備考
P6	器材等保守整備 (写真処理装置)	仕様書のとおり	仕様書のとおり	8.1.20	8.2.2 0820	8.2.2 0820	陸上自衛隊オープンカウンター方式実施要領による。	

4 決定方式 総額契約

- 5 市価調査依頼
見積の提出をする際は事前に市価調査の提出をお願いします。

- 6 内訳書、仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先
〒410-1432
住 所 静岡県駿東郡小山町須走481-27
契約機関名 陸上自衛隊富士駐屯地 会計課(担当 小久保)
電話番号 0550-75-2311(内線2232・2233)
FAX番号 0550-75-2445(直通)

見積書

件名リスト一連番号	P6
-----------	----

見積金額 ¥

(税抜)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
器材等保守整備（写真処理装置）	仕様書のとおり	ST	1		
納入(履行)場所	仕様書のとおり	納期(履行期間)		仕様書のとおり	
		入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

8.2.2

契約担当官

陸上自衛隊富士学校

会計課長 北川 陶子 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

市価調査表

¥

(税抜)

詳細な内訳書の提出をお願いします。

人件費、労務費、材料費、交通費等(様式は任意)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
器材等保守整備 (写真処理装置)	仕様書のとおり	ST	1		

契約担当官

陸上自衛隊富士学校

会計課長 北川 陶子 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
器材等保守整備	F S - Z 4 1 0 0 0 6 B	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成29年 4月 5日
	変 更	令和 3年 5月20日
	作成部隊等名	装 備 実 験 隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊開発実験団装備実験隊において実施する器材等の保守整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1 保守整備

不定期にその都度発生した不具合事項の是正（整備、部品交換など）及び定期点検をいう。

1.2.2 定期点検

機能を維持するため、定期的に行う整備をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 整備基準

当該製造会社基準（以下，“会社基準”という。）

2 整備に関する要求

2.1 整備の種類

整備の種類は，“保守整備”とする。

2.2 整備品

整備品の器材名、数量などは、調達要領指定書によって指定する。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 c)に示す“確定・追加作業方式”とし、確定作業は、次による。

a) 定期点検作業

b) 定期点検に関わる部品交換作業

c) 定期点検に関わる調整などの作業

- d) 不具合事項の各種是正作業
- e) 不具合事項に関わる部品交換
- f) 不具合事項に関わる調整などの作業
- g) その他、調達要領指定書により指定する保守整備に関する各種作業

2.4 定期点検

定期点検の内容については、調達要領指定書によって指定する。

2.5 不具合事項の是正作業

不具合事項の是正作業などは、その都度速やかにおこなうものとする。

2.6 整備基準

保守整備の基準については、“会社基準”とする。

2.7 部品・副資材

部品及び副資材は、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.8 性能

性能は、器材等の動作に異常がないものとする。

3 品質保証

3.1 性能試験

性能試験は、動作に異常のないことを確認するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商習慣による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	提出書類	提出部数	提出先	提出時期	摘要
1	役務完了届	1部	装備実験隊	役務完了後速やかに	
2	定期点検作業表	3部	装備実験隊	各日の作業終了後速やかに	様式、随意
3	不具合発生修理作業表	3部		不具合発生修理完了後速やかに	

5.2 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

5.3 整備実施場所などへの立入りなど

整備実施場所などへの立入りについては、GLT-CG-Z500002の6.2による。

5.4 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について契約担当官等を経由し、官側の無償支援を受けることができる。

- a) 駐屯地施設の利用
- b) 作業に必要な電力、用水などの無償使用
- c) その他契約の履行に必要な事項

5.5 **その他の必要事項**

その他の必要事項については、調達要領指定書によって指定するものとする。

5.6 **仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	調達要求番号	6L821A10006
	調達要求年月日	令和7年12月17日
	作成部隊	装備実験隊
	作成年月日	令和7年12月 1日
件名	器材等保守整備（写真処理装置）	
仕様書番号	FS-Z410006B	

2 整備に関する要求

2.2 整備品

整備品については、表1による。

表1-整備品目表

器材名	数量	単位	備考
写真処理装置（JPH-H260-C）	1	台	

2.4 定期点検

定期点検の内容については、表2による。

表2-定期点検内容表

番号	点検項目	
1	露光光学部	a) 露光前ニップ解除機構の点検 b) 露光後ニップ解除機構の点検 c) 露光搬送スチール及びゴムベルトの点検 d) Gレーザー最適温度点検 e) レンズの点検
2	プリンター部	a) マガジン台スライダの点検 b) ペーパーカッターの点検 c) ペーパーマガジンローラーの点検 d) カッターユニットの点検 e) 裏印字ヘッドの点検 f) 裏印字プリントの点検 g) 左右摺動スライド部の点検 h) 副走査部ローラーの点検
3	プロセサー部	a) P1P2PS処理液、処理タンク及び処理ラック点検 b) 処理液ヒーター点検及び処理液冷却ファンの点検 c) プロセサー駆動チェーン及びsprocket点検 d) プロセサー温度点検 e) 乾燥入口ラック駆動歯車の点検 f) 処理ラックハス歯歯車の点検 g) 乾燥部駆動歯車の点検 h) P1P2PS循環フィルタの点検 i) 補充カートリッジ洗浄ノズルの点検 j) P1P2処理液レベル検出器の点検 k) 自動洗浄ノズルの点検 l) 自動洗浄吐出量点検 m) 補充フィルタの点検 n) 補充ポンプ吐出量点検 o) 補充ポンプ弁の点検 p) 廃液レベル検出器の点検

		q) PSR上レベル検出器の点検 r) PSR補充ポンプベローズの点検 s) PS4液濃度検出器の点検 t) No. 1クロスオーバーラック入口ローラー及びコイルばねの点検 u) No. 2クロスオーバーラックローラーの点検 v) ブレードASSY及びパッキンの点検 w) 乾燥ユニット, 乾燥出口及びプリント送り出し駆動タイミングベルトの点検 x) プリント送り出し搬送ベルト張力点検 y) 液漏れ点検
4	乾燥部	a) 乾燥入口ラックの点検 b) 乾燥部駆動歯車の点検 c) 乾燥アミベルトの点検 d) ソーター駆動チェーン張力点検 e) 横ソーターベルト張力点検 f) ソーター停止位置点検
5	FMP Cシステム	a) 主制御ユニットマザーボードバックアップ電池の点検 b) マウスの点検 c) キーボードの点検 d) フロッピーディスクドライブの点検 e) DVD-ROMドライブの点検
備考	定期点検において, エアーフィルター, フィルタ, ベン, ベローズ, ヒラハグルマ, ベルトグルマ, 平歯車, P1P2クロスオーバーラック, ラックユニットの消耗部品については, すべて交換するものとする。	

5 その他の指示

5.5 その他の必要事項

- a) 整備実施場所については, 富士駐屯地とする。(細部は, 官側との調整による。)
- b) 整備の実施については, 令和8年4月1日~令和9年3月31日までの間に4回とし, 各四半期毎に1回実施するものとする。
- c) 整備実施日については, 官側との調整によるものとする。
- d) 消耗部品を交換する時期については, 官側との調整によるものとする。
- e) 消耗部品を交換する際は, 事前に官側の担当者に現状の説明をした上で交換するものとする。
- f) 交換した部品及び廃液等(売払価値のあるものを除く)は, 契約の相手方が処分するものとする。
- g) 整備に際し, 不明な点が生じた場合は, 官側の指示を受けるものとする。
- h) 調整担当者 装備実験隊第7実験科 斎藤3曹
電話: 0550-75-2311 (内線2737)